平成２８年（フ）第８８号
広島県尾道市神田町３番５号、住民票上の住所広島県尾道市吉浦町25番１号
破産者　黒田規益子（旧姓土井）
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第８９号
広島県尾道市高須町4868番地15
破産者　赤木　正樹
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第３８号
広島県庄原市三日市町21番地12
破産者　松尾　佳昭
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第２６４号
香川県高松市高松町161番地１
破産者　打越由紀子（旧姓坂東）
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７号
香川県高松市香川町川東上1851番地６
破産者　梅山　秀樹
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３４７号
愛媛県松山市和気町１丁目1785番地８
破産者　佐々木太郎
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１号
福岡県京都郡みやこ町国作513番地５
破産者　久場　　博
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第３４７号
大分県豊後大野市犬飼町久原1042番地　市営久原住宅Ｂ－206号
破産者　山崎　良隆
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３９２号
大分市大字上宗方640番地の１（日生第１マンション401）
破産者　松本　洸一
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４０８号
大分市原新町16番12号（コオリナ　Ｂ棟202）
破産者　三代　鉄平（旧姓小嶋）
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４１３号
大分市松が丘３丁目５番20号
破産者　今村　友透
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１号
大分県速見郡日出町大字豊岡801番地17
破産者　谷川　　彩
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３号
大分県別府市上原町８番１号　グリーンハイツ701号
破産者　毛井さやか
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３７８号
宮崎市城ケ崎２丁目７番地15　城ケ崎コーポＡ棟206号、前住所宮崎市田代町129番地　グラン宮崎605号
破産者　築城　康正
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８１号
鹿児島県阿久根市脇本8221番地10
破産者　洲**崎**　祐樹
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
鹿児島県薩摩川内市上川内町4945番地２セントラルヤタテ102号
破産者　日野林清志
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第６号
秋田県湯沢市秋ノ宮字殿上１番地１
清算株式会社　株式会社秋の宮山荘
代表清算人　佐々木　優
１　決定年月日　平成29年３月21日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙協定債権者一覧表１記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、各協定債権の全額を弁済する。
２　清算株式会社は、別紙協定債権者一覧表２記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、各協定債権額の30％の金員（ただし、１円未満は切り捨てる。）を弁済する。
３　清算株式会社は、協定債権者柿崎満郎に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額の29.8％の金員（ただし、１円未満は切り捨てる。）を弁済する。
４　別紙協定債権者一覧表２記載の各協定債権者及び協定債権者柿崎満郎は、清算株式会社に対し、上記各弁済を受けたときは、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
５　協定債権者秋田県湯沢市は、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。
以上
秋田地方裁判所横手支部

協定債権者一覧表１

番号	協　定　債　権　者
1	稲庭手延製麺株式会社
2	株式会社鈴木又五郎商店
3	有限会社山一商会
4	株式会社長沼商店
5	株式会社小町の国手づくり工房
6	株式会社フルウール
7	アイビー株式会社
8	高竹（代表高橋秀行）
9	株式会社ラグノオささき
10	るり工房（代表眞坂磨寿美）
11	株式会社ハッピーカンパニー
12	株式会社ＴＴＣ
13	株式会社鳥海高原ユースパーク
14	遠田米穀店（代表遠田義宏）
15	兼子商店（代表兼子典生）
16	株式会社木村酒造
17	有限会社トライス
18	田原商店（代表田原昭壽）
19	最上谷青果（代表最上谷秀一）
20	川崎商店（代表川崎雅夫）
21	株式会社中村商会
22	日本食研株式会社
23	ユーシーシーフーヅ株式会社
24	株式会社こまちライフサービス